

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

| | | | | | |
|------|--|----|------------------------|----|-------|
| 番号 | グ | 名称 | 栗坂、鳥井戸、小殿特定猟具使用禁止区域(銃) | 面積 | 108ha |
| 指定期間 | 令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで | | | | |
| 指定区域 | 御所市内の大字栗坂と大字朝町の字界と朝町川との交点を起点とし、同所から下流へ北西進し、市道葛城88号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道326小殿栗坂線との交点に至り、同所から葛城川に沿って南進し、大字鳥井戸と大字五百家の字界との交点に至り、同所から同字界を南東進し、さらに北進、南東進、北東進、後に北西進し、大字鳥井戸と大字五百家及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字鳥井戸と大字朝町の字界を北進し、大字鳥井戸と大字栗坂及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字栗坂と大字朝町の字界を東南東進し、北北東進し起点に至る一円の区域 | | | | |

参考図面

